

令和6年度 石川県障害者虐待防止・権利擁護研修 実施要綱

1 目的

障害者虐待の防止・権利擁護について、基礎的な知識の習得や意識啓発により、障害者虐待の未然防止、早期発見及び適切な対応のために必要な人材の育成や資質向上を図ることを目的として研修を実施します。

2 主催 石川県

3 日程

本研修は、動画視聴(共通講義(公開講座))と集合研修を組み合わせ実施します。**集合研修に参加される場合は、漏れなく事前に動画を視聴**ください。

共通講義(公開講座)	講義	令和6年12月2日(月)～令和7年1月31日(金) (動画視聴 約4時間)この期間いつでも視聴できます。
集合研修	演習	令和6年12月13日(金) 10時00分～17時00分

※内容は、別紙「プログラム(予定)」をご確認ください。

4 受講対象者

障害福祉サービス事業所等の設置者又は管理者、サービス管理責任者、主任クラスの職員など(現在、虐待防止責任者や虐待防止マネージャー、虐待防止委員である方、今後、これらになることが見込まれる方)

なお、共通講義(公開講座)はどなたでも視聴できます。特に、学校、保育所等、医療機関、放課後児童クラブの関係者で障害者虐待防止の取り組みを中心的に推進すべき方々の視聴を推奨いたします。

5 開催方法

共通講義(公開講座) **YouTube**(指定 URL)による講義動画の視聴

- ※ 研修資料はデータをお送りしますので、必要に応じて、各自で印刷することができます。
- ※ インターネット利用に係る通信料等は受講者の負担になります。

集合研修 石川県地場産業振興センター本館1階大ホール(金沢市鞍月2丁目1番地)

- ※ **研修資料は事前にデータをお送りしますので各自印刷、またはタブレット等に保存の上、集合研修時に確認できるよう持参ください。研修当日に紙での配布は行いません。**

6 定員

120名 ※ 定員を超過した場合には、お断りさせていただくことがあります。

なお、公開講座の視聴に定員はありません。

7 申込方法

視聴 URL を送信するため、県の電子申請システムにより申し込んでください。

申込期限 **11月20日(水)**

① 石川県電子申請システム手続き申し込みページに入ります。

[https://apply.e-tumo.jp/pref-ishikawa-u/offer/
offerList_detail?tempSeq=3592](https://apply.e-tumo.jp/pref-ishikawa-u/offer/offerList_detail?tempSeq=3592)



② 「利用者登録をせずに申し込む方はこちら」→利用規約を読み、「同意する」

③ 必要事項を入力後、「確認へ進む」をクリックし、入力内容を確認の上、「申し込む」をクリックして申込完了です。

④ 申込後、整理番号とパスワードがメールで送られますので、「申込内容照会」から整理番号とパスワードを入力すると、申込内容の印刷や変更ができます。

8 申込画面に入力する際の注意事項

一度の申込につき、1名の受講者を入力してください。

9 受講者の決定

定員の範囲で受講者を決定し、結果は11月25日(月)頃に、研修申込時に入力されたメールアドレスに通知します。

※ 共通講義(公開講座)の視聴 URL や資料は、公開開始までにメールアドレスに通知します。

10 取組課題

集合研修に参加する受講者は、下記の課題に取り組み、集合研修を受講していただきます。

受講者の事業所における虐待防止の取組 振り返りシート

受講決定の通知とともに、振り返りシートをメールで送ります。自らや職場の取り組みの現状、課題等を記載し、研修当日(12/13)持参してください。集合研修にて、グループで情報を共有することになります。

11 その他

(1) 手引きの活用について

本研修の受講の有無に関わらず、虐待防止責任者及び虐待防止マネージャーは、厚生労働省作成『障害者福祉施設等における障害者虐待の防止と対応の手引き(施設・事業所従

事者向けマニュアル)』(令和6年7月)をお読みいただき、内容把握に努めてください。

※ 厚生労働省 HP

障害者福祉施設等における障害者虐待の防止と対応の手引き(令和6年7月)

<https://www.mhlw.go.jp/content/001282170.pdf>

(2) 伝達研修について

集合研修に参加した受講者は、研修受講後に各事業所等で伝達研修を行ってください。各事業所等における伝達研修の実施状況について、後日、県に報告していただく予定としております。

(3) 障害者虐待防止の推進等のための運営基準について

障害福祉サービス事業所等においては、現在、下記事項が「義務化」となっており、令和6年度報酬改定において取組が未実施の場合の減算規定の追加・見直しが行われておりますのでご確認ください。

障害者の虐待防止に関する事項

虐待防止未実施減算 ①～③を満たしていない場合に所定単位数の1%を減算する。

- ① 従業者への研修実施
- ② 虐待防止のための対策を検討する委員会の設置及び開催
- ③ 虐待防止責任者の設置

身体拘束等の適正化の推進に関する事項

身体拘束廃止未実施減算 ①～⑤を満たしていない場合に、所定単位数を減算する。

- 〔療養介護、施設入所支援、共同生活援助等 10%を減算
〔居宅介護等、生活介護(入所施設外で行われるもの)等 1%を減算
- ① 身体拘束等を行う場合の記録
 - ② 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会の設置及び開催
 - ③ 上記委員会の検討結果の従業者への周知徹底
 - ④ 身体拘束等の適正化のための指針の整備
 - ⑤ 従業者への研修実施

12 問い合わせ先(事務局)

石川県健康福祉部障害保健福祉課 企画推進グループ (担当: 畝)

TEL 076-225-1428 FAX 076-225-1429

E-mail shofuku2@pref.ishikawa.lg.jp